

桜島・喜入・松元・郡山

設備投資の 税負担を軽減します！

「半島税制」で、税負担を軽減しながら設備投資！

法人税・所得税の軽減(国税)

対象業種の事業者が、**桜島・喜入・松元・郡山地域**において対象設備の取得、建設等を行った場合、**5年間、割増償却(減価償却の特例)**ができます。

固定資産税などの軽減(地方税)

対象業種の事業者が、**桜島・喜入・松元・郡山地域**において対象設備の取得、建設等を行った場合、**県税(事業税・不動産取得税)、市税(固定資産税)の不均一課税が3年間適用**されます。

対象

地域

桜島・喜入・松元・郡山地域での設備投資

業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物

設備 投資額

500万円以上(業種、事業規模に応じて異なります)

詳しい要件や優遇措置の内容は裏面へ

■ 国税・地方税優遇措置の対象業種、取得価額の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超
対象		機械・装置、附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属設 備、構築物に係る新增設
取得 価 額	製造業・旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500 万円以上の取得等 (資本金 5,000 万円超は新增設に係る取得等)		

■ 国税・地方税優遇措置の内容

市		県		国	
固定資産税		事業税		所得税・法人税	
不均一課税(3年間) 1年目 通常の税率×1/10 2年目 通常の税率×1/4 3年目 通常の税率×1/2		不均一課税(3年間) 1年目 通常の税率×1/2 2年目 通常の税率×3/4 3年目 通常の税率×7/8		減価償却の割増償却 (5年間) 機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%	
		不動産取得税			
		不均一課税 通常の税率×1/10			

- ①国税・県税の優遇措置を受けるためには、確認書の発行を申請する必要があります。
 ②市税の優遇措置を受けるためには、施設または設備ごとに市長の指定を受ける必要があります。
①は税務申告前に、**②は着工前**に下記のお問い合わせ先にご相談ください。

■ お問い合わせ先

対象業種		申請窓口	電話番号
情報サービス業等		産業創出課	216-1319
製造業	立地協定締結企業		216-1314
	上記以外		216-1323
旅館業		産業支援課	216-1322
農林水産物等販売業		桜島農林事務所	293-2349
		東桜島農林事務所	221-3369
		喜入農林事務所	345-3761
		松元農林事務所	278-5429
		郡山農林事務所	298-4861